宅地建物取引士証の交付申請

青森県で宅地建物取引士の登録を受けた方は、宅地建物取引士証の交付を申請することができます。

なお、宅地建物取引士資格試験の合格後1年経過している場合又は宅地建物取引士証を更新する場合は、 法定講習の受講が必要です。

- 合格後1年を経過:交付の申請前6か月以内の講習を受講
- ・ 更新:有効期間満了前6か月以内の講習を受講

青森県では、法定講習の実施団体として、公益社団法人青森県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会 青森県本部を指定しています。

※法定講習の受講に関しては、直接、法定講習実施団体へお尋ねください。

申請書類一覧

順番	書類の名称	主な留意事項
1	様式第7号の2の2 宅地建物取引士証交付申請書	・手数料として、青森県証紙4,500円分を貼付。消印はしないこと。
	顔写真	・ <u>2枚必要</u> 。宅地建物取引士証交付申請書に1枚貼付し、もう1枚は添付すること。 ・縦3cm×横2.4cm(顔2cm程度) ・申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身及び無背景のカラー写真。 ・ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの又は画像 を加工したものは不可。

の書類は、法定様式。

宅地建物取引士証の再交付申請

宅地建物取引士証の交付を受けている方が、宅地建物取引士証を亡失、滅失、汚損又は破損した場合に再交付を申請することができます。

※宅地建物取引士証を不注意等によりなくしてしまうと、宅地建物取引士として宅地建物取引業の業務に従事できないだけではなく、悪用される恐れもあります。<u>なくすことがないように十分に注意してください</u>。

申請書類一覧

順番	書類の名称	主な留意事項
1	様式第7号の5 宅地建物取引士証再交付申請書	・手数料として、青森県証紙4,500円分を貼付。消印はしないこと。
	顔写真	・宅地建物取引士証再交付申請書に貼付すること。 ・縦3cm×横2.4cm(顔2cm程度) ・申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身及び無背景のカラー写真。 ・ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの又は画像 を加工したものは不可。
2	所有している宅地建物取引士証	・汚損又は破損した際に提出すること。

の書類は、法定様式。